

平成 30 年 11 月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第 21 号

平成 30 年 11 月 2 日午前 10 時香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館 21 階特別会議室に招集する。

平成 30 年 10 月 26 日

香川県広域水道企業団企業長 浜田 恵造

平成 30 年 11 月 2 日（金曜日） 午前 10 時 01 分開会

出席議員 26名

尾崎 道広 君	中村 順一 君
三野 康祐 君	都築 信行 君
大山 一郎 君	斉藤 勝範 君
辻村 修 君	竹内 俊彦 君
吉峰 幸夫 君	妻鹿 常男 君
横田 隼人 君	内田 俊英 君
大前 寛乗 君	大平 達城 君
大賀 正三 君	多田 照雄 君
井上 弘志 君	詫間 政司 君
濱野 良一 君	中松 和彦 君
高藤 周介 君	宮本 隆 君
河野 雅廣 君	安川 稔 君
金井 浩三 君	松下 一美 君

欠席議員 1名

岡下 勝彦 君

出席関係者

企 業 長 浜 田 恵 造	副 企 業 長 大 西 秀 人
副 企 業 長 谷 川 俊 博	副 企 業 長 高 木 孝 征
事 務 局 長 和 田 光 弘	事 務 局 次 長 西 村 重 則
総務企画課長 河 西 浩 一	財 務 課 長 伊 瀬 習 示
財産契約課長 黒 川 憲 哉	計 画 課 長 横 井 光 浩
浄水課長 植 村 康 成	工 務 課 長 丸 山 修 士
水質管理課長 岡 田 憲 和	議 会 事 務 局 長 泉 田 数 佳
議 会 事 務 局 次 長 那 須 有 紀 子	議 会 事 務 局 書 記 森 元 仁

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期決定の件
 - 第 3 議席の指定
 - 第 4 議案第 1 号 香川県広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例議案
 - 第 5 議案第 2 号 専決処分事項の承認について（平成 30 年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算）
 - 第 6 議案第 3 号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例）
 - 第 7 議案第 4 号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について）
-

（互礼）

○議長（尾崎道広君）開会に先立ちまして、企業長から、今期定例会招集の御挨拶があります。

浜田企業長。

（企業長浜田恵造君登壇）

○企業長（浜田恵造君）本日、平成 30 年 11 月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

厚く御礼申し上げます。

本定例会の提出議案につきましては、一部改正の条例 1 議案、専決処分の承認 3 議案でございます。後ほど、高木副企業長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日、香川県広域水道企業団の業務開始後初めてとなる議会ではありますが、広域

化の所期の目的である、将来にわたり、安全な水を安定的に供給していくため、今後とも、関係市町としっかり意見交換を行いながら、全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

また、先の西日本豪雨災害では、近隣の県では、水道施設に甚大な被害をもたらし、断水を余儀なくされた地域もございました。本県では、こうした被害がなかったものの、企業団では、岡山県や愛媛県の被災地に応急給水隊や技術者の派遣を迅速かつ継続的に行うなど、広域化による組織体制の充実を活かした支援活動を行ってまいりました。

こうした災害への対策について、改めて最重要課題であることを再認識し、危機管理体制の強化に取り組む必要があると考えております。

今後とも、持続可能な水道事業を構築するため、議員の皆様方におかれましては、当企業団の運営につきましてより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集の御挨拶とさせていただきます。

(降壇)

○議長（尾崎道広君）次に、新任の副企業長から、御挨拶があります。

谷川俊博君。

(副企業長谷川俊博君登壇)

○副企業長（谷川俊博君）皆様、おはようございます。香川県広域水道企業団副企業長を拝命いたしました宇多津町長の谷川俊博でございます。

浜田企業長を補佐し、より一層密にさせていただいて、企業団議会の皆様と共に連携を深め、持続可能な水道事業を構築するため、取り組んでまいる所存でございます。

皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(降壇)

○議長（尾崎道広君）次に、高木孝征君。

(副企業長高木孝征君登壇)

○副企業長（高木孝征君）副企業長を拝命いたしました高木孝征でございます。

企業団事業開始に伴い就任いたしました、日々職責の重要性を強く感じており、また、この場に立ちまして、改めて身も心も引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、広域化、そして企業団設立の所期の目的であります将来にわたり、安全安心な水道水を安定的に供給できる運営基盤の確立、この具体化のために、企業長を補佐し、職員と力を合わせて諸課題に全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、御力添え、また、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

（降壇）

○議長（尾崎道広君）ただいまから、平成 30 年 11 月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議員の任期満了等に伴い、新たに、三豊市議会から詫間政司君、小豆島町議会から中松和彦君、まんのう町議会から松下一美君、綾川町議会から河野雅廣君、善通寺市議会から大平達城君、坂出市議会から大前寛乗君、三木町議会から高藤周介君がそれぞれ就任されておりますので、御報告申し上げます。

この際、諸般の報告をいたします。

職員に朗読させます。

（職員朗読）

諸般の報告

- 1、企業長から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 149 条の規定に基づく議案 1 件を受理いたしました。
- 1、企業長から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条の規定に基づく専決処分報告 3 件を受理いたしました。

以上

○議長（尾崎道広君）以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（尾崎道広君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において指名いたします。

都築信行君、横田隼人君、金井浩三君の 3 名を指名いたします。

○議長（尾崎道広君）次に、日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾崎道広君）御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（尾崎道広君）次に、日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 2 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定いたします。

○議長（尾崎道広君）次に、日程第 4、議案第 1 号から日程第 7、議案第 4 号までを一括議題といたします。

副企業長の提案理由の説明を求めます。

高木副企業長。

（副企業長高木孝征君登壇）

○副企業長（高木孝征君）ただいま上程されました議案の御説明に先立ち、ブロック統括センターの設置場所について御報告申し上げます。

香川県水道広域化基本計画におきまして、平成 32 年度に設置することとしておりますブロック統括センターの設置場所につきましては、住民の利便性、職員数に応じた施設の規模や、情報通信等のインフラ環境等を考慮して、ブロック内の構成団体で協議を進めているところであります。

これまでの検討状況は、東讃地区では、さぬき市津田支所庁舎に設置することで協議が整い、来年度に改修工事を予定しております。

高松地区では、高松市防災合同庁舎にございます現在の高松事務所をブロック統括センターに移行予定としております。

中讃地区では、構成団体において、丸亀市に設置することで協議が整い、丸亀市内の未利用施設等の活用を検討しましたが、適当な施設がなかったことから、丸亀市富士見町の市有地に新たに建設することとし、来年度工事を施行したいと考えております。

小豆地区と西讃地区につきましては、引き続き、協議を進めてまいります。

さて、今定例会に提案いたしました議案は、香川県広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例議案など、4議案であります。

御手元御配布の「議案」、合せて「議案の概要」を御覧いただきたいと存じます。

まず、第1号議案でございますが、企業団の情報公開条例の一部を改正する条例議案ですが、企業団に関する情報公開の一層の推進を図るため、行政文書の公開を閲覧又は視聴により行う場合の手数料を徴収しないこととするものであります。

改正内容は、行政文書1件あたり200円の閲覧等手数料に関する部分を削除するものでございます。

施行期日は、公布の日としています。

また、所要の経過措置を定めることとしております。

続きまして、第2号議案から第4号議案までは、専決処分に係る議会の御承認を求めるものであります。

まず、第2号議案の平成30年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算につきましては、旧事業体の平成29年度建設改良費について繰越が生じたこと、及び国の交付金を活用した県補助金が増額されたことに伴い、企業長専決処分により予算の補正を行ったことについて、議会の御承認を求めるものでございます。

補正予算の概要といたしましては、繰越事業費に係る資本的支出の建設改良費52億1,671万円を増額したものであります。

その内訳といたしましては、旧県営水道事業分が26億7,400万円余、旧高松市水道事業分が23億3,200万円余、そのほか5つの旧事業体で2億900万円余となっております。

主な繰越事由といたしましては、配水管、送水管等の工事におきまして、関係機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が出来なかったことなどがございます。

次に、第3号議案は、香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正についてであります。本年2月の香川県広域水道企業団水道事業給水条例制定後に、旧各市町において料金を適用する根拠条例の改廃等が行われたことに伴いまして、料金の規定において所要の改正を行ったことについて、議会の御承認を求めるものでございます。

最後に、第4号議案は、人事案件である香川県広域水道企業団監査委員の選任についてであります。

「議案参考資料」を御覧いただきたいと存じます。

監査委員については、企業団規約で2名の委員を置くこととされていますが、このうち1名については、公認会計士等の財務・経理の専門家を平成30年2月企業団議会定例会において、選任同意をいただいております。

もう1名については、行政実務の精通者を委員とすることで、監査委員に選任したことについて、議会の御承認を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案につきまして、その要旨を御説明いたしました。議員の皆様方におかれましては、御審議の上、よろしく御議決・御承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(降壇)

○議長（尾崎道広君）以上で、提案理由の説明を終わります。

ただ今より、質疑及び一般事務に関する質問を行います。

通告のありました、辻村 修君の発言を許可いたします。

辻村 修君。

(辻村 修君登壇)

○辻村 修君 通告いたしておりました、水道広域化に際しての運営方針の履行確保についてお伺いいたします。

本県の水道広域化は、関係者による長年の協議検討を経て本年4月から事業開始に至ったところであります。水道は、地域住民の生活基盤として不可欠なものであり、先ほど企業長からのあいさつにもありましたが、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給できる運営基盤を確立していくことが広域化の所期の目的であり、この目的を達成するためには、各市町の事業者が共通認識を持ってしっかりと取り組んでいくことが必要と考え

ます。

これまで各市町の水道事業は、それぞれ独立して運営してきたことから、当然、経営状況や施設の整備状況は大きく異なっております。財政状況が厳しく企業債残高が多額であったり、水道施設が老朽化し更新が十分にできていないなど、事業体間での運営状況に大きな差があったことから、広域化の検討に際しての大きな課題でもありました。こうした条件が異なる事業体を一つにするにあたり、それぞれ事業体間の公平性を保つため、将来にわたる財政運営等の方針が定められたものと認識しております。

今後 10 年、この方針を念頭に事業運営が進められると思われませんが、定められた方針がしっかりと履行されなければ、住民の不公平感が生じ企業団の事業運営も成り立たなくなるのではないかと考えます。

そこで、水道の広域化に際して各市町が合意した運営方針を着実に履行するため、今後、どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

(降壇)

○議長（尾崎道広君）理事者の答弁を求めます。

浜田企業長。

(企業長浜田恵造君登壇)

○企業長（浜田恵造君）辻村議員の、水道広域化に際しての運営方針の履行確保についての御質問にお答えします。

本県の水道広域化に際しては、県と各市町で構成する「香川県広域水道事業体設立準備協議会」における検討・議論を踏まえ、平成 29 年 8 月に、県内水道事業の広域化に係る主要事項についての基本的な方針をとりまとめた「香川県水道広域化基本計画」を定めたところであります。

この基本計画においては、企業団の組織体制のほか、業務運営や施設整備、財政運営に関する基本方針を定めており、今後、この計画を着実に履行していくことが重要であります。

企業団は、本年 4 月から事業を開始し、7 カ月が経過したところでありますが、施設整備については、水道施設等の維持・管理、運営等の効率化により、水道事業の基盤を強化するための広域水道施設整備を、地元市町とも連携しながら、引き続き推進してまいります。

また、老朽化する水道施設を更新するため、施設区分ごとに更新基準を設定し、事業の

平準化等も考慮しながら、計画的に整備を進めてまいります。

財政運営については、平成 39 年度までは、旧水道事業体ごとに区分経理を行うこととしており、事業体間の公平性を保つため、旧事業体ごとに費用と収益のバランスを確認しながら、水道料金を適切に設定することで、平成 39 年度における内部留保資金を料金収入の 50%程度とするとともに、企業債残高を料金収入の 3.5 倍以内となるような財政運営を行うこととしております。

旧事業体ごとの財政状況については、毎年の予算編成や執行状況を十分に見極めながら、基本計画に定める方針が履行されるよう、関係市町とも連携して取り組んでまいります。

今後とも、将来にわたり、安全な水を安定的に供給していくという広域化の所期の目的を達成するため、企業団議会での御議論を踏まえ、関係市町とも情報共有・意見交換を行いながら、全力をあげて取り組んでまいります。

(降壇)

○議長（尾崎道広君）理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑及び一般事務に関する質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（尾崎道広君）これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたします。

○議長（尾崎道広君）日程第 4、議案第 1 号から日程第 7、議案第 4 号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

○議長（尾崎道広君）まず、議案第 1 号を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（尾崎道広君）起立全員、よって、本案は、可決することに決定いたしました。

○議長（尾崎道広君）次に、議案第2号を、承認することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾崎道広君）起立全員、よって、本案は、承認することに決定いたしました。

○議長（尾崎道広君）次に、議案第3号を、承認することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾崎道広君）起立全員、よって、本案は、承認することに決定いたしました。

○議長（尾崎道広君）次に、議案第4号を、承認することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾崎道広君）起立全員、よって、本案は、承認することに決定いたしました。

○議長（尾崎道広君）以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

（互礼）

○議長（尾崎道広君）これをもって、今期定例会を閉会いたします。

午前10時22分閉会

会議録署名議員

議 長 尾 崎 道 広

議 員 都 築 信 行

議 員 横 田 隼 人

議 員 金 井 浩 三